

オランダ友好協会会則

(名称及び住所)

第 1 条 本協会はオランダ友好協会（以下本協会という）といい、事務所を東京都中央区日本橋の小澤設計計画室に置く。

(目的)

第 2 条 本協会はオランダを愛する人の私的な任意団体であり、会員相互の親睦と日本とオランダの友好を目的とする。

(事業)

第 3 条 本協会は前条の目的達成の為、原則として年 1 回の総会と、随時、親睦会、イベントなどを開催する。

(会員)

第 4 条 本協会の会員は次の通りとする。

- (1) 普通会员：家族も個別の普通会员になる。
- (2) . 臨時会員：会員の推薦により特定の集会に参加する。

(会費)

第 5 条 原則として入会金や年会費は徴収せず、各親睦会やイベント毎に、参加する会員が、実費に通信費など相当費用を加算して負担する。

(会の運営)

第 6 条

- (1) 重要な事項は、総会において決定する。
- (2) 日常の運営は、世話人全員により構成される世話人会が決定する。但し、案件について関係の深い会員がいるときは、決定に参加させることが出来る。

(役員)

第7条 本協会に世話人若干名をおき、世話人会を構成する。世話人は、会員の推薦する候補者から、世話人会が選任し、総会の都度、総会の承認を受けるものとする。

世話人会は、互選により次の役員を選任する。

- (1) 会長：1名(協会の事業を総理し、本協会を代表する。)
- (2) 副会長：若干名(会長を補佐し、事故あるときは代行する。)
- (3) 事務局 1名(事務局業務を行う。但し、特定の業務を他の世話人に委任することが出来る。)
- (4) 会計：若干名(会の収支を取り扱い、余剰金があるときはこれを保管管理する。)
- (5) その他必要に応じて、役員を置くことが出来る。
- (6) 世話人会は、必要に応じ、世話人以外の顧問を選任できる
- (7) 役員の任期は次の総会までとする。

(監事)

第8条 本協会に監事1名を置き、総会で選任され、任期は次の総会までとする。監事は会計及び事業を監査し、その結果を総会で報告する。

(会則に定めのない事項)

第9条 本会則に特に定めのない事項は、世話人会が決定し、次の総会で承認を受ける。

(会計年度)

第10条 暦年1月1日から12月31日を以て、会計年度とする。
初年度は最初の総会の日から12月31日までとする。

(会則の承認)

第11条 会則の制定と改訂は、総会に於いて、出席会員の多数決を以て決定する。

(禁止条項)

第12条 本会の内外に対して会員の立場を利用して、営業活動、宗教活動、政治活動、寄付等の要請行為を行ってはならない。

会則第2号は、平成27年1月24日に行われた本協会の発会総会に於いて承認された。